水辺の生命と暮らしのネットワーク――ラムサール・ネットワーク日本
ラムネットJニュースレター
Ramnet-J NEWSLETTER
Vol.51 2023年4月1日発行

NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本
（略称：ラムネットJ）
〒110-0016
東京都台東区台東1−12−11 青木ビル3F
TEL/FAX 03-3834-6566
電子メール info@ramnet-j.org
ウェブサイト http://www.ramnet-j.org

諫早湾干拓・請求異議訴訟で最高裁が漁業者の上告を門前払い！

それでも漁業者は話し合いを通じた「開門」による有明海再生を目指します

有明海漁民・市民ネットワーク／
ラムネットJ理事　菅波　完

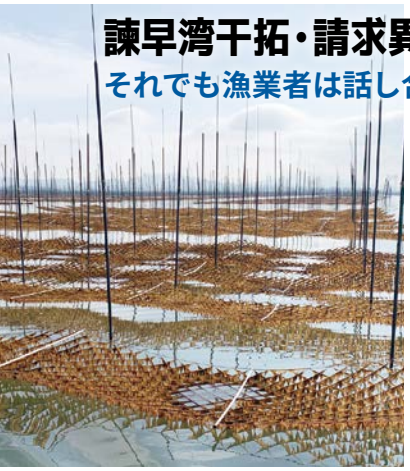

本来、黒いはずのノリが茶色に変色し、成長も悪い（2023年1月、有明海福岡県沖）

諫早湾干拓事業による深刻な漁業被害

諫早湾干拓による漁業被害は、2000年12月からの赤潮の大発生によるノリ養殖の不作で全国的にも注目されました。実際には、1997年4月の潮受け堤防閉め切り以前から、諫早湾内のタイラギ漁などに深刻な被害が発生していました。干拓事業のために、多くの魚介類の産卵・生育場所であった3500haもの広大な干潟・浅海域が失われたこと、さらに潮受け堤防による諫早湾の閉め切りが有明海の潮流・潮汐を変化させ、赤潮の大規模化、底層の貧酸素化を招いたことにより、ノリ養殖のみならず、漁船漁業、タイラギなどの採貝漁業に深刻な漁業被害をもたらしたのです。

「請求異議」裁判の問題性

今回、最高裁の上告棄却によって確定した請求異議は、2010年に福岡高裁が下した「開門」確定判決について、農水省側が、その後の事情変更を理由として、確定判決の強制執行ができないようにすることを訴えたものです。福岡高裁での差し戻し審判決では、有明海の漁業が回復傾向にあり、事業による漁業被害の状況が改善されているという国の主張が認められてしまいました。これは漁業の実態とはかけ離れた事実認定であり、到底認められません。この差し戻し審判決は、2010年の「開門」確定判決が、「仮定的・暫定的な利益衡量を前提にした特殊な判決」であると解釈して、判決が確定した訴訟を蒸し返したものです。これは事実上の「再審」であり、このようなかたちで確定判決が効力を失うようでは、司法そのものが機能しなくなります。

国のごね得を最高裁まで認めてしまった

差し戻し審において福岡高裁は、2021年4月に、国・漁業者双方に、「和解協議の考え方」という文書を示し、「紛争の統一的、総合的かつ抜本的な解決」のために和解協議を行い、「柔軟かつ創造性の高い解決策を模索する」ことを促しました。しかし国側は一切、話し合いには応じず、ただ早期の判決を求めるだけの姿勢でした。結果として、福岡高裁は、和解協議に抵抗し続けた国側の請求異議を認める判決を下し、「国の〝ごね得〟を認めるのか」（熊本日日新聞社説）との批判を浴びました。今回の最高裁決定は、その〝ごね得〟判決に対する漁業者からの上告を門前払いにしたもので、諫早湾干拓事業をゴリ押しする農水省に対して司法が紛争解決の責任を放棄し、漁業者を見殺しにしたものと言わざるを得ません。最高裁決定に対して、山口祥義佐賀県知事も、「確定判決に従わず、和解協議にも応じないやり方がかなうとしたら法治国家とは何なのか考えざるを得ない」（3月2日付毎日新聞）とコメントしました。

昨年秋からの記録的なノリの大不作

2000年冬の大不作以降も、有明海のノリ養殖は不安定な状況が続き、漁業者の必死の努力で生産を維持してきました。しかし、2022年秋からの漁期は、極度の栄養塩不足から佐賀県、福岡県などで深刻な色落ち被害が発生しました。佐賀県東部や福岡県などは、その後の水温の低下などでノリの成長がある程度回復しましたが、特に佐賀県西南部の漁場は、数年間にわたって不漁が続いていたこともあり、漁業経営の継続が困難な漁業者が続出しています。漁船漁業や採貝漁業の不振はさらに深刻な状況が続いており、多くの漁業者にとって「開門」は、有明海再生への最後の希望をつなぐものなのです。

漁業者はあくまで「開門」を求めます

今回の最高裁決定後、農水省は、「対立」から「協働」へと関係を再構築し、有明海の未来をともに切り拓いていくために、話し合いにより有明海再生を図っていく」とする大臣談話を発表しました。農水省は従来同様、「非開門」を前提としていますが、「開門」以外の再生策は、2000年以降、さまざまなかたちで実施されてきており、それでも漁業被害の状況が改善されていないというのが実情です。漁業者側は、農水省が話し合いの姿勢を示したことは評価し、冷静な話し合いの中で、農業者や周辺住民も納得するかたちでの「開門」を実現し、本当の意味での有明海再生を目指していく考えです。引き続きみなさんのご理解とご協力をお願いします。

諫早湾干拓と「開門」判決をめぐる経過

1989年11月	諫早湾干拓事業「起工式」。その後、潮受け堤防工事進行とともに、タイラギ漁などへの漁業被害が深刻化。
1997年 4月	潮受け堤防の閉め切り（いわゆるギロチン）。
2000年12月	赤潮の大発生により福岡、佐賀、熊本、長崎のノリ養殖に壊滅的な被害。
2002年11月	事業による漁業被害を訴える漁業者が工事中止と「開門」を求めて提訴。
2008年 3月	諫早湾干拓事業の工事終了。4月 営農開始。6月 佐賀地裁が漁業者の訴えを認め「開門」を命じる判決。7月 国は福岡高裁に控訴。
2010年12月	福岡高裁が国の控訴を退け、あらためて「開門」を命じる判決。政府がこれを受け入れ、国の「開門」義務が確定。
2011年 4月	「開門」に反対する農業者らが長崎地裁に「開門」禁止を提訴。
2013年12月	漁業者が「間接強制」（確定判決不履行に関する制裁金支払い）申し立て。
2014年 1月	国が「開門」確定判決に対する「請求異議」を佐賀地裁に申し立て。12月 佐賀地裁がこれを棄却。国は福岡高裁に控訴。
2017年 4月	長崎地裁が「開門」禁止判決。国側は控訴しなことを表明。
2018年 7月	福岡高裁が農水省側の「請求異議」を認める判決。漁業者側は最高裁へ上告。
2019年 9月	最高裁が「請求異議」を認めた福岡高裁判決を廃棄し、福岡高裁に審理を差し戻し。
2021年 4月	差し戻し審で福岡高裁は和解協議を提起。しかし、農水省側は一切、応じず。
2022年 3月	差し戻し審で福岡高裁が農水省側の請求異議を認める判決。漁業者は最高裁へ上告。
2023年 3月	最高裁が漁業者の上告を棄却。「開門」確定判決の強制執行ができなくなった。

『世界湿地概況2021特別版』を活用しよう！

ラムネットJ共同代表　永井光弘

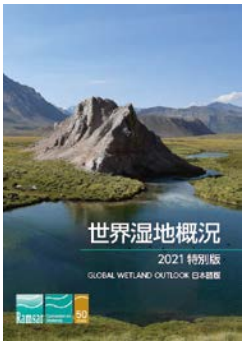

「世界湿地概況2021特別版」
日本語版の表紙

環境省のホームページからダウンロードできます。https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/pamph08/

2023年2月に『世界湿地概況2021特別版』（GWO2021特別版）日本語版が環境省から発行されました。これは2018年に発表された『世界湿地概況』（GWO）を補完し、GWO以降の湿地の評価や科学的知見を引用し、最新の湿地の傾向、賢明な利用と保全に関する教訓、湿地が直面する課題へのラムサール条約の活用、を述べています。その見どころを、一部だけですが紹介します。

●コロナ禍の経験（1章、項目1.1）

コロナ禍の経験によって、湿地（自然）にふれることが精神面を含む健康に重要、生物多様性の喪失と配慮ない野生動物取り引きがパンデミックを起こす、水媒介の疾病は湿地管理が不備なところで増加、という各事実を明らかにして、湿地を保全し生物多様性を保護することがパンデミックの予防戦略になると位置付けています。

●GWO後の動き（2章）

項目だけ拾うと、世界では湿地の消失と悪化が続く（2.1）、気候変動の進行は早く湿地や人々への影響は大きい（2.2）、農業が湿地に与える負の影響は明らか（2.3）、湿地の生態系サービスは自然を活用した解決策として利用されている（2.4）、人権を湿地保護の前提とし幅広いステークホルダーの関与が進む（2.5）、気候変動対策・生物多様性保全・SDGs達成にむけ国際政策が結集（2.6）、という点が記述されています。

●湿地の賢明な利用は世界規模の持続可能性に重要（3章）

ここでは、湿地の賢明な利用の重要性がさまざまな局面から述べられています。湿地はSDGsや気候変動目標を達成するため重要（3.1）、人々の健康と生業は湿地の適切な管理にかかっている（3.2）、気候変動の対処には意欲的な湿地の保全・再生が必要（3.3）、農業・都市開発・湿地管理の横断的な統合を強化すべき（3.4）、などが記述されています。

その中で、2つとりあげます。まずは「農業の変革」です（3.4、2.3）。湿地喪失の大きな原因は人口増に対応し食糧供給にあたる現代農業で、ラムサール条約湿地の50％以上が農業から負の影響を受け、世界の淡水の約70％は農業に使用されています。湿地の消失傾向を逆転するには「農業の改革」が必要です。また、持続可能でない農業により湿地が被害を受ければ、やがて農業自体も悪影響を受けるのです。

次に、湿地と気候変動との関係です（3.3、2.2）。湿地生態系の保全・再生は、気候変動の緩和と適応に必要不可欠な戦略です。ブルーカーボン生態系（マングローブ林、塩性湿地、海草など）を取り上げると、攪乱を受けない沿岸湿地では長期的な炭素隔離速度は熱帯雨林の55倍であり、炭素貯留量も1ヘクタール当たり、海草藻場512トン、塩性湿地917トン、そしてマングローブ林1028トンと大きいです。ラムサール条約湿地のマングローブ林では1・61ギガトンの炭素貯留が推定されています。また、泥炭地（ピートランド）は陸地面積の3％ですが、少なく見積もっても600ギガトン！の炭素を貯留し、並外れて効果的な陸上の炭素貯留源です。ただ、排水が行われ乾くと逆に炭素発生源となり人為的な温室効果ガスの約4％を占めます。泥炭地では、手つかずの泥炭地の保全と劣化した泥炭地の再生という双方が必要となります。

●まとめ

GWO2021特別版は、湿地の保全と再生が、気候変動危機と生物多様性危機への対応、SDGsの達成のそれぞれに密接に関係することを明らかにし、ラムサール条約の使命は、今日さらに差し迫り、かつてないほど明白になった（4.2）、と結んでいます。

GWOと共にこの特別版も大いに活用し、湿地の保全・再生を通じ、世界が直面する課題に立ち向かっていきましょう。

山口湾のラムサール条約登録をめざして

特定非営利活動法人野鳥やまぐち　原田量介

上：山口湾上部、下：山口湾下部

山口湾は山口市の南部、瀬戸内に面した場所にある約1500haの小さな内湾です。満潮時の水深は平均で約4mと浅く、大小5本の河川が流れ込み、中でも山口県の中央部から流れ込む2級河川の椹野川河口周辺には、約350haの干潟が広がり、多くの希少生物が生息することから、日本の重要湿地500にも選定されています。

山口湾をラムサール条約湿地に求められる国際的な基準で見ると、基準2においては、チュウヒ、カブトガニ、ベッコウトンボ。基準6を満たすものとしては、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、チュウシャクシギ、カンムリカイツブリ。中でもクロツラヘラサギは毎年35羽前後が飛来し、個体群の越冬地としては日本での北限です。

条約の基盤となる3つの柱のうち、保全・再生では、椹野川河口域・干潟自然再生協議会が主体となり、産・学・官・民が一体となって干潟・藻場の再生が行われており、NPO野鳥やまぐち他共催団体、企業の協力により、クロツラヘラサギを守るための海岸清掃活動も毎年行っています。

ワイズユースにおいては、関係漁業組合との協働で、アサリの復活など豊かな漁場の回復を目指しています。

交流・学習では、山口県立きらら浜自然観察公園が隣接しており、山口湾の自然を生かした環境学習、自然とのふれあい、交流の拠点となっています。

クロツラヘラサギを守るための海岸清掃（2021年11年20日）

山口湾は特定猟具使用禁止区域になっていましたが、ラムサール条約登録をめざし、2021年3月、鳥獣保護区指定への要望書を山口市長へ提出し、今後の活動についても理解と協力を得ることができました。9月には地元利害関係者への説明会が行われ、その後、指定案の縦覧、10月には県環境保全審議会鳥獣保護部会での審議を経て、2022年11月より706haが山口湾鳥獣保護区として指定されました。

今後は特別鳥獣保護区への計画変更申請を行い、その後、国指定の鳥獣保護区にできれば、やっとラムサール条約湿地へのエントリーができます。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

左：霧多布湿原の眺め
下：湿原（薄緑色）
保全地（ピンク色）

巡り湿地

霧多布湿原（北海道）

NPO法人霧多布湿原ナショナルトラスト 係長 島﨑 楽

霧多布湿原は、北海道東に位置する「浜中町」にある面積3168haの湿原です。本州での高山帯で見られるゼンテイカ、ワタスゲ、ハクサンチドリ、クロユリなど、1年間を通して300種以上の野生植物が見られることから、別名「花の湿原」とも呼ばれています。また、タンチョウやアカアシシギなどの水鳥が繁殖し、冬季にはコクガンが越冬するなど、水鳥の生息にも重要な湿地のため、1993年にはラムサール条約湿地に登録されています。湿原の周辺には森林や海岸などの多様な自然環境が広がり、ヒグマやラッコなど、多くの動物が生息しています。森・湿原・川・海といった自然環境がコンパクトにまとまっている地域は全国的にも珍しく、2021年には国定公園にも指定されています。

全国的にも重要な湿地である霧多布湿原ですが、浜中町は昆布漁を中心とした漁業の町であり、約60年前までは昆布を運ぶ馬を湿原に放牧していた歴史がありました。そのため、湿原全体の面積の約1／3にあたる1200haは民有地であり、これらの土地は、工場や太陽光パネルの建設による埋め立てが行われ、開発の危機にありました。そこで、2000年にNPO法人霧多布湿原ナショナルトラストが発足し、湿原の民有地を買い取り開発の危機から守る「ナショナルトラスト運動」を中心とした保全活動を開始しました。団体設立からの22年間で、霧多布湿原内とその周辺域1073haの土地を取得し、保護区化した土地は、木道を設置し散策路として開放しているほか、環境教育活動やエコツアーなどの普及啓発活動のフィールドとしても活用しています。また取得した一部の土地を活用して、砂利が敷き詰められていた昆布干し場から湿原への復元モニタリング調査を行っています。

このように、霧多布湿原ナショナルトラストは「湿原の保全」「湿原のファンづくり」「湿原の調査・研究」を活動の3本柱として、霧多布湿原を次世代に残すための保全活動を行っています。

風力発電が鳥類に与える影響とその配慮

（公財）日本野鳥の会 主任研究員
浦　達也

海岸に建つ風車に衝突死したミサゴ（撮影：佐々木正美氏、2018年4月14日）

全世界的に気候変動対策が求められる中、日本でも2020年10月に菅総理（当時）が2050年カーボンニュートラル宣言を行い、以降、風力発電を含む再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制緩和が進められています。

こうした中、風力発電事業が増えるにつれ、立地によって野生動植物の生息環境や景観など自然環境への影響が発生するようになっています。畦地啓太氏らによる論文（2014）では、地域で環境紛争が発生した59事業のうち、35事業（60％）が希少猛禽類の生息地を巡る問題であり、最も多い紛争発生理由でした。環境省の調査では、環境アセスメント手続きの中で事業の見直しなど厳しい環境大臣意見を出した24事業のうち、重複はありますが21事業が猛禽類の生息地、9事業が渡り鳥の移動ルートに影響があるとして、厳しい意見の理由の第1・2位になっています。このように、野鳥とその生息環境は、風力発電施設の建設にあたり、できる限り影響を配慮すべき対象であることは明らかです。

日本野鳥の会のまとめでは、国内で2023年1月までに604羽のバードストライク（野鳥が風車に衝突し死傷すること）の発生を確認しています。発生数が多い順にトビ94羽、オジロワシ73羽などタカ目210羽、カモメ科68羽、カラス科43羽、カモ科28羽、ウミスズメ科27羽などです。また、同会では国内のいくつかの陸上風力発電施設において大型の渡り鳥で障壁影響（風車の存在により野鳥の渡りや移動ルートがこれまでと変化してしまうこと）が生じていることをレーダー調査により確認しています。障壁影響を確認したのはカモ科のマガン、コハクチョウ、タカ科のハチクマ、オジロワシ、オオワシ、サシバ、ノスリですが、日本では今後、洋上風力発電も増えていくため、海上を渡る鳥にどのように障壁影響が生じるか懸念しています。海外の洋上風力発電では生息地の移動（風車の存在により海鳥の生息海域がこれまでとは別の場所に余儀なく移動させられること）の発生も確認されており、日本は海鳥の生息数や生息海域が多いため、どのような影響が生じるかも心配です。

今後、風力発電事業において野鳥への配慮を進めていくには、まずは予防原則に基づきながら、野鳥への影響が発生する可能性がある場所や環境から離れた位置に風車を設置することが重要ですが、それにはゾーニング（あらかじめ風力発電の建設適地または不適地を示す行政施策）やセンシティビティマップ（希少種や風力発電に脆弱な鳥の生息場所などを示す地図）の活用と拡充が重要です。また、事業者自らによる配慮が進むには、希少種の個体や生息環境に影響を出した際の厳しい法的罰則規定を設けることも必要と考えます。そして、山形県・鶴岡市長が今年2月1日、同市加茂地区にあるラムサール条約登録湿地「大山上池・下池」から2㎞しかない場所に計画されている（仮称）鶴岡加茂風力発電事業に対し、野鳥保護を理由に事業計画の中止を申し入れたように、豊かで希少な自然環境が残っている場所に風力発電を建設すべきでないという雰囲気が市民や行政機関の間でさらに醸成されていくことが、事業者による環境影響への配慮を促す最も重要な手段になると考えています。

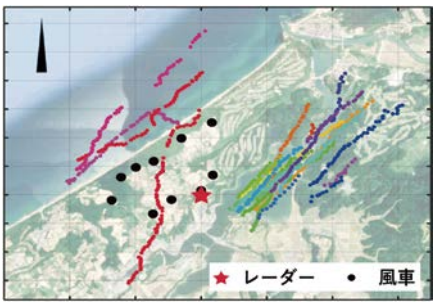

福井県の北潟湖の近くに建つ風車群を避けて飛ぶマガンの群。色付点線1本がマガン1群（数百羽）を指す（日本野鳥の会調べ）

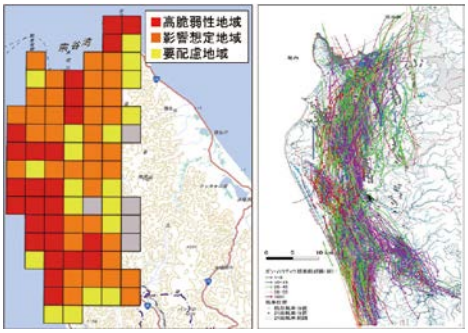

日本野鳥の会が作成した北海道宗谷地域北部を対象にした鳥類と風力発電のセンシティビティマップ（左図）と宗谷地域におけるガン・ハクチョウ類の渡り経路（右図）

水のつながり、命のつながり。
湿地のグリーンウェイブ2023開催！

「グリーンウェイブ」は生物多様性条約事務局の呼びかけによって始まった生物多様性を向上させるための国際的なキャンペーンです。この取り組みをあらゆる湿地に広げるために、ラムネットJでは毎年5月22日の「国際生物多様性の日」を中心に、「湿地のグリーンウェイブ」として登録団体を募って湿地保全キャンペーンを展開しています。

今年も「湿地のグリーンウェイブ2023」として、4月から7月にかけて、自然観察会、田植え、清掃活動、外来生物の駆除、学習会などの登録イベントが全国各地で実施されます。また、ラムネットJでは4月8日に湿地のグリーンウェイブ2023キックオフミーティングをオンラインで開催します（左欄参照）。

登録団体が配布する湿地のグリーンウェイブ2023のリーフレットには、各団体の活動紹介のほか、生物多様性条約COP15で採択された新しい世界目標や、日本語版も発行された「世界湿地概況2021特別版」についての解説記事なども掲載しています。各団体が期間中に実施する登録イベントに関する情報は、湿地のグリーンウェイブのホームページ（http://www.ramnet-j.org/gw/）に随時掲載します。

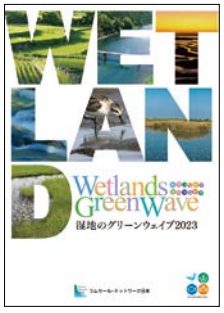

湿地のグリーンウェイブ2023のリーフレット

WETLANDS GREEN WAVE

湿地のグリーンウェイブ2023 キックオフミーティング

湿地のグリーンウェイブ2023の開幕を告げるイベントをオンラインで開催します。今回は、OECM（Other effective area-based conservation measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）について、環境省の担当者に講演をしていただくほか、湿地のグリーンウェイブ2023の登録団体が各地の湿地についてアピールします。どなたでもZoomでご参加いただけます。

- ●日　　時：2023年**4月8日**（土）18:00～20:00
- ●参加方法：オンライン（Zoom）
  ※要事前登録（参加費無料）
- ●参加登録：以下のウェブフォームよりお申し込みください。https://forms.gle/8BPF1jTvkVR2XeeG7
- ●プログラム
  - ・基調講演「OECMと湿地の保全（仮題）」
    講師：石川拓也さん（環境省自然環境計画課）
  - ・全国各地の湿地自慢：湿地のグリーンウェイブ2023登録団体による湿地や保全活動の紹介
- ●お問い合わせ：ラムネットJ　info@ramnet-j.org

2023年度ラムネットJ会費納入のお願い

ラムネットJは4月から新年度となります。会員の皆さまには2023年度の年会費の納入をお願いします。会員種別ごとの金額、振込先などは下の入会案内にあります。会員の方にはこのニュースレターとともに郵便振替用紙をお送りしましたのでご利用ください。

クレジットカードでの会費納入は PaypalからSyncableに移行します

クレジットカードによるオンラインでの会費納入は、これまでPaypal（ペイパル）のご利用をお願いしておりましたが、2023年度からはSyncable（シンカブル）をご利用ください。Syncableは手軽で分かりやすい、会費や寄付金などの決済サイトです。以下のURLから「年会員になる」を選んで、画面に従って操作してください。

https://syncable.biz/associate/RamnetJ

インフォメーション Information

●諫早「干潟を守る日」集会　「考えよう、私たちに出来ること。―諫早湾閉め切り26年―」4月15日（土）13時30分、諫早市民センター（長崎県諫早市）。裁判の現状報告、アコーディオンライブ、意見交換など。資料代500円。主催：「干潟を守る日2023in諫早」実行委員会。問い合わせ：TEL／FAX 0957-25-2328（高谷）

●たましま干潟のシンポジウム　「たましまの未来に渡り鳥の集う干潟を残したい～なぜ今干潟なのか～」5月13日（土）13時、玉島市民交流センター交流棟2階第2会議室（岡山県倉敷市）。和田太一氏（南港ウェットランドグループ）の講演など。参加費無料、要事前申し込み。主催：たましま干潟と鳥の会。https://tamashimahigata.wixsite.com/website

ラムサール・ネットワーク日本　会員募集 !!

ラムサール・ネットワーク日本（ラムネットJ）の活動は、会員の皆様からの会費や、カンパ、助成金などでまかなっています。ぜひ、ラムネットJのサポーター（一般賛助会員）になって会の活動を支援してください。もっと積極的に湿地保護にかかわりたい方は、会の運営や活動を担う一般正会員としての入会をお待ちしています。そのほか、団体や企業としての入会も可能です。詳しくは事務局までお問い合わせください。

会員の特典

機関誌「ラムネットJニュースレター」を送付するほか、会員限定のメーリングリストに参加できます。ラムネットJが主催する催しの参加費が割引になる場合もあります。

入会申込方法

●郵便振替　郵便振替用紙（払込取扱票）の通信欄に、ご希望の会員種別、お名前、住所、電話番号、Eメールアドレスをご記入の上、年会費をお振り込みください。一般銀行から振り込む場合は（払込取扱票への記入ができませんので）振り込み後に上記の申込事項をEメール、FAX、郵便等で右記の事務局までお知らせください。

●ウェブサイト　一般賛助会員、一般正会員については、ウェブサイトからオンラインでの入会も可能です。http://www.ramnet-j.org/join/にアクセスし、「入会申込フォーム」に記入して送信してください。年会費は郵便振替でご送金いただくか、オンライン決済サイトSyncable（シンカブル）からクレジットカードで送金することも可能です。

振　込　先

ゆうちょ銀行　振替口座 00140-0-765702　ラムサール・ネットワーク日本
（一般銀行から）ゆうちょ銀行　〇一九（ゼロイチキュウ）店
当座預金 0765702　ラムサール　ネットワークニホン

会員種別と入会申込金（年会費）

会員種別	正会員 総会での議決権があります	賛助会員 総会での議決権がありません
一　般	1口　5,000円	1口　2,000円
団　体	1口　10,000円	1口　10,000円
特　別	50,000円 以上	30,000円 以上
企　業	－	1口　100,000円

年会費（入会金）

年会費は毎年4月から翌年3月までの1年分です。入会初年度は、年度途中の入会でも入会金として1年分の会費をいただきます。2～3月に入会の場合、初年度の年会費（入会金）は無料となり、4月からの次年度の年会費としていただきます。

事　務　局

NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本
〒110-0016　東京都台東区台東1－12－11
青木ビル3F　TEL/FAX 03-3834-6566
Eメール info@ramnet-j.org